

茅ヶ崎市訓令第5号

庁 中 一 般
出先機関全般

茅ヶ崎市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市事務決裁規程の一部を改正する訓令

茅ヶ崎市事務決裁規程（昭和35年茅ヶ崎市訓令第1号）の一部を次のように改正する

。

別表第2 子育て相談課の項を次のように改める。

こども育 成相談課	母子保健			1 母子健康手 帳の交付及び 届出書の処理 2 母子保健事 業の実施	
--------------	------	--	--	--	--

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。